

災害時の対応について

詳しくは小台橋スクールライフ P 1 5 をご覧ください。

1. 自宅学習日

自然災害や交通機関の大きな乱れが予想される場合は、生徒の安全確保のために登校を禁止し、自宅学習日とします。自宅学習日となる条件や基準は次項を参照してください。

- ・自宅学習日には、授業の配信・課題の配信などによるオンライン授業を実施します。
- ・自宅学習日となる可能性がある場合は、メールやお便りの配布により周知をします。学校のホームページも必ず確認をしてください。

< I 部生～III 部生、全生徒が一律に自宅学習となる場合 >

(1) - 1. 気象庁による「特別警報」・「警報」発令に伴うもの

気象庁から以下に示す「特別警報」・「警報」が発令された場合は、自宅学習日とします。

大雨特別警報 大雪特別警報 暴風特別警報 暴風雪特別警報
大雨警報 洪水警報 大雪警報 暴風警報 暴風雪警報

(1) - 2. 判断基準

<条件>

足立区・荒川区・北区・葛飾区の4区全てに、(1) のいずれかが発令された場合を終日自宅学習日とします。

自宅学習日とするか否かを判断する時刻は以下の通りです。

午前7時の段階で	条件を満たしていない場合	1～12限の授業は通常通り
	条件を満たした場合	1～12限全てを自宅学習とする
午前11時の段階で	条件を満たしていない場合	5～12限の授業は通常通り
	条件を満たした場合	5～12限を自宅学習とする
午後3時の段階で	条件を満たしていない場合	9～12限の授業は通常通り
	条件を満たした場合	9～12限を自宅学習とする

(2) 公共交通機関の不通に伴うもの

交通ストライキや計画運休の発令により、生徒の登校が困難であると学校が判断した場合は、自宅学習日となります。この判断をする時刻は以下の通りです。

午前7時の段階で	復旧している場合	1～12限の授業は通常通り
	復旧していない場合	1～12限全てを自宅学習とする
午前11時の段階で	復旧している場合	5～12限の授業は通常通り
	復旧していない場合	5～12限を自宅学習とする
午後3時の段階で	復旧している場合	9～12限の授業は通常通り
	復旧していない場合	9～12限を自宅学習とする

(3) その他

- * (1)(2)を原則として、状況により適宜判断して対応します。
- * 登校・授業時に上記の防災情報(警報)が発令された場合は、状況を確認しながら、学校待機または下校の判断をします。
- * 計画運休の発令の場合は、交通状況や運休状況により、適宜判断して対応します。
- * 「自宅学習日」のため給食が提供できなかった場合でも、給食費は返還できません。

<一部の生徒のみが自宅学習となる場合>

例えば学校周辺には「警報」は発令されていないが、生徒の居住区に「警報」が発令されている場合は、その生徒については「自宅学習日」とします。時間割に応じて、教科書などを用いた学習を進めてください。